

# 医療法人 いちえ会 洲本伊月病院 訪問リハビリテーション契約書

更新日 令和6年6月

医療法人 いちえ会 洲本伊月病院 訪問リハビリテーション

様（以下、「利用者」といいます。）と、医療法人いちえ会 洲本伊月病院 院長  
藤田逸郎（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーションについて次のとおり契約します。

#### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーションを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

#### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

#### 第3条 訪問リハビリテーション計画の作成

事業者は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問リハビリテーション計画」を作成します。3ヶ月に一度、当院とかかりつけ医で受診していただく必要があります。事業者はこの訪問リハビリテーション計画を利用者およびその家族に説明します。

#### 第4条 訪問リハビリテーション計画の内容

- 1 利用者が提供を受ける訪問リハビリテーション計画の内容は【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は【契約書別紙】に定めた内容の訪問リハビリテーションを提供します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問リハビリテーション計画に沿って【契約書別紙】に定めた内容の訪問リハビリテーションを提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の有資格者です。
- 4 訪問リハビリテーション計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【契約書別紙】を作成し、これをもって訪問リハビリテーションの内容とします。

#### 第5条（サービス提供者実施記録の作成）

- 1 事業者は、サービス実施記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第6条（料金）

- 1 事業者は、毎月のサービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された請求明細書を翌月の10日前後に発行します。
- 2 利用者は当院受付もしくは銀行振り込みにて支払いを行います。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 4 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

## 第7条（サービス日の変更及びサービスの中止）

利用者は、事業者に対して、医師の指示により訪問リハビリテーションの必要性がないと判断された場合、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

## 第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文章で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ②事業者が守秘義務に反した場合
  - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①利用者のサービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
  - ②利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に一時中断又は終了します。
  - ①利用者が介護保険施設に入所又は入院した場合
  - ②利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
  - ③利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

#### 第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問及び利用者や利用者の家族から提供を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

#### 第14条（連携）

- 1 事業者は訪問リハビリテーションの提供にあたり、計画的な医学的管理を行っている医師及び介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に報告します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問リハビリテーションに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### 第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

#### 第17条（裁判管轄）

利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日            令和        年        月        日

契約者氏名

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

代理人

<住 所>

<氏 名>

印

事業者        (介護保険事業所番号1500921)

<事業者名> 医療法人いちえ会 洲本伊月病院

<所在地> 兵庫県洲本市桑間428番地

<代表者名> 洲本伊月病院 院長 藤田 逸郎

印

【 契約書別紙 】

○ サービス担当責任者

氏名 \_\_\_\_\_ 連絡先 0799-26-0816

○ 訪問リハビリテーションの内容  
提供するサービスは下記のとおりです

---

---

---

---

○ 提供する日程は下記のとおりです

	時間帯
曜日	～
曜日	～
曜日	～

○ 緊急連絡先

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏名	(続柄 )		
	連絡先		電話番号	

※ 下記は、本【契約書別紙】の内容が変更した場合に必要となります。

※ <介護保険事業所番号> 1500921

<事業所名> 医療法人いちえ会 洲本伊月病院

<所在地> 兵庫県洲本市桑間428番地

<代表者名> 洲本伊月病院 院長 藤田 逸郎

上記変更内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 氏名 \_\_\_\_\_ 印